

入試情報の取扱いについて

令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日4文科高第302号高等教育局長通知）

第13 その他注意事項

2 入試情報の取扱い

(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

①試験問題については、原則として公表するものとする。

②解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

(2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。



◇試験問題や解答の公表方法や内容によっては、「受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるように」といった本来の目的が達成されない可能性がある。

◇各大学において、試験問題やその解答、受験者本人の成績等について、可能な限り受験者等の利便性に配慮した方法での公表・開示ができるよう、前向きに検討を進めていただきたい。

(3) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととするとともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

◇例年、出願の際の提出書類や面接試験等において、入学者選抜において不要と思わざるを得ないような情報や、その他不適切な情報を取得している大学があるとの受験者側からのご意見が寄せられている。

例) ・願書に健康状況について記載する箇所がある ・尊敬する人物や愛読書について問われた
・保護者の職業を問われた 等

◇例えば、採用選考に関して定められたルール等も参考にしながら、受験生をはじめ社会から、公正・妥当であるべき入試に疑問を抱かれることのないよう、入学者選抜業務に関わる教職員が一体となり、その必要性について早急に見直しを行っていただきたい。

